

ID: 239

担当部署: 建設水道課

処分の概要	原状回復の指示		
例規名 根拠条項	村田町下水道条例 第27条第2項		
例規番号	昭和63年条例第28号		
【基準】 第27条の規定による。 (原状回復) 第27条 前条第1項の占用の許可を受けた者は、その許可により占用物件を設けることができる期間が満了したとき、又は当該占用物件を設ける目的を廃止したときは、当該占用物件を除去し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適當であると管理者が認めたときは、この限りではない。 2 管理者は、前条第1項の占用の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日